

# 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン事業推進要綱

## (目的)

第1条 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「本会」という）が推進している本事業は、地域住民が主体となって地域の中で気軽に集まれる場をつくり、地域住民の相互交流の促進を図ることにより、地域の支え合いの力を高めることを目的とする。

## (定義)

第2条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という）とは、身近な地域で地域住民が協働し、高齢者、障がい者、子育て中の方等、すべての地域住民の生きがいがづくりや誰もが自由に参加できる地域における仲間づくりの場とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) サロンの運営は、参加者のニーズに基づき、地域住民やボランティアなどの担い手が協働して計画・運営するものであること。
- (2) サロンの活動は、趣味やレクリエーションなどを手段として参加者同士の交流を図るものであり、活動内容がと特定の趣味のみに偏らないこと。

## (登録)

第3条 本会へのサロン登録は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 活動場所が確保されていること。
  - (2) 代表者が選出されていること。
  - (3) 原則として月1回以上の開催が可能であること。
  - (4) 参加費等の自主財源の確保が見込まれること。参加費の設定は、営利を目的としない範囲内で、実費相当額を基準として任意に定めることができる。
  - (5) 原則として主催者及び参加者が多摩市民であること。
  - (6) 原則として主催者を含む世話人（スタッフ）の合計が3名以上であること。
  - (7) 法人格を有しないこと。
  - (8) サロン開催場所は、公民館、集会所、店舗、空き家、自宅、企業の会議室等、活動内容に応じて適切な場所を選定し、有効に活用すること。
- 2 本会に登録したサロン（以下「登録サロン」という）は、第6条に定める支援を受けられるものとする。

## (登録手続き)

第4条 前条に定める登録をしようとするサロンの代表者は、ふれあい・いきいきサロン登録申請書（第1号様式）及びふれあい・いきいきサロン世話人（スタッフ）名簿（任意書式）に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項により受理した申請について、ふれあい・いきいきサロン登録審査基準（第2号様式）に照らして審査の上、登録の可否を決定し、登録が適当と認めるときは、ふれあい・いきいきサロン登録決定通知書（第3号様式）により、登録が不適当と認めるときは、ふれあい・いきいきサロン登録不決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。
- 3 登録は年度ごとに行うものとし、翌年度も継続して登録を希望する場合は、改めて申請を行わなければならない。

(登録の抹消)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、本会会長は登録を抹消することができる。

- (1) 営利行為を目的とした場合。
- (2) 政治行為にかかる場合。
- (3) 宗教活動にかかる場合。
- (4) 法令または公序良俗に違反した場合。
- (5) サロン代表者から辞退の申し出があったとき
- (6) 第14条に定める実績報告書が提出されないとき。
- (7) その他、サロン活動として存続させることが適当でないと認められる事由が生じたとき。

(支援)

第6条 本会は登録サロンに対し、次の支援を行うものとする。

- (1) ふれあいサロン・社協行事傷害保険への加入
- (2) サロンの運営に関する相談
- (3) 活動情報の提供
- (4) 広報活動
- (5) サロン団体同士の交流会等の実施
- (6) 運営に必要な活動費等の助成
- (7) その他、必要と認められる支援

(活動内容の変更)

第7条 登録サロンは、ふれあい・いきいきサロン登録申請書の活動内容を変更するときは、ふれあい・いきいきサロン活動内容等変更届（第5号様式）により、あらかじめ本会会長に届け出なければならない。

(助成金の対象)

第8条 本会は、第6条第1項第6号に定める活動費等助成について、次の各号に掲げる助成を行う。

- (1) 活動助成－登録サロンの運営に必要な経費に対する助成
- (2) 設立助成－設立後2年以内で初めて助成金を申請する登録サロンに対し、立ち上げに必要な準備資金等に対する助成

2 前項各号の両方を同一年度内に申請することはできない。

(助成金の交付額及び対象経費)

第9条 助成金の交付額は、別表1のとおりとし、該当年度の予算の範囲内で決定する。

2 本会が実施する他の補助又は助成を受けている場合は、当該経費は助成対象外とする。ただし、「ご近所ふくし応援助成金」については、この限りではない。

3 助成金の対象経費は、別表2に定めるとおりとする。

4 飲食費は原則として助成対象外とする。ただし、地域住民の新規参加を促す体験会を実施する場合に限り、広報活動（チラシ作成及び配布等）を伴うことを条件として、茶菓子代を助成対象とすることができる。

(助成金交付申請)

第10条 助成金の交付を希望する登録サロンは、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書兼請求書(第6号様式)に必要事項を記入し、本会会長に申請するものとする。

- 2 設立助成の申請は、設立後2年以内で初めて助成金を申請する登録サロンに限る。
- 3 申請時期は、毎年度4月1日から12月31日までとする。
- 4 助成金の申請は、年度内に1団体1回限りとする。
- 5 再登録したサロンは、登録2年目以降と同等の扱いとし、活動助成金の申請が可能とする。

(助成金の交付審査)

第11条 本会会長は、前条第1項に基づく申請があったときは、速やかにふれあい・いきいきサロン活動助成金審査基準(第7号様式)に照らして審査する。

(助成金の交付決定)

第12条 本会会長は、助成金を交付することが適当であると認めるときは、申請を受けた日の翌日から起算して30日以内に、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

- 2 本会会長は、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに不交付を決定し、ふれあい・いきいきサロン活動助成金不交付決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 本会会長は、前条の規定による通知を行った後、速やかに助成金を交付するものとする。

(報告)

第14条 登録サロンは、毎月のサロン活動状況について、活動日の翌月10日までに、ふれあい・いきいきサロン開催報告書(第10号様式)により、本会会長に報告しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けたサロンは、毎年度の活動完了後、速やかにふれあい・いきいきサロン事業実績報告書(第11号様式)により、本会会長に報告しなければならない。この場合において、領収書又はレシートは一年間保管するものとし、本会から請求があった際は提出しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 本会会長は、助成金の交付を受けた登録サロンが、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な方法により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 当該年度の運営又は活動経費が、すでに交付した金額を下回るとき。
- (4) 前年度に助成金の交付を受けたにもかかわらず、前年度のふれあい・いきいきサロン事業実績報告書(第11号様式)が提出されないとき。
- (5) その他、本要綱の規定に違反したとき。
- (6) 登録サロンから助成金の返還の申出があったとき。

- 2 本会会長は、助成金の返還を求めるときは、ふれあい・いきいきサロン活動助成金返還通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 本会及び登録サロンは、サロンの活動にかかる事務を処理するために知り得た個人情報については、本人の同意なく、必要な範囲を超えて第三者に提供又は漏えいしてはならない。

(委任)

第17条 この要綱について定めるもののほか、必要な事項については、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ふれあい・いきいきサロン活動補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）は廃止する。

附 則（平成29年度第4回理事会）

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に登録2年目を迎える登録サロンのうち、月1回の活動を行う登録サロンについては、平成30年度に限り、改正後の別表1（第8条）で定める額に5,000円を加算して交付する。

附 則（令和6年度第1回理事会）

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

種別	区分	助成金交付上限額
活動助成	月 1 回実施	年 5,000 円
	月 2 回または 3 回実施	年 10,000 円
	月 4 回以上または週 1 回以上実施	年 15,000 円
設立助成	設立後 2 年以内の団体	年 20,000 円以内

別表 2（第 8 条関係）

種別	助成金対象経費	内容
活動助成	(1) 会場賃借料	サロンの会場を借りるための費用
	(2) 広報通信費	チラシ、ポスターの印刷費、チラシの送料など、サロンの開催を宣伝、周知するための費用
	(3) 諸謝金	外部講師謝礼等
	(4) 消耗品費	活動に必要な材料費等（飲食費は不可）
	(5) 体験会における茶菓子代	新規参加者に向けた体験会であり、かつ広報活動（チラシ作成・配布等）を伴う場合に限り助成対象（上限 2,000 円）
	(6) その他本会長が必要と認めるもの	上記の他、本会会長が必要と認めた活動経費
設立助成	(1) 初期投資費用	新規にサロンを設置するために必要な初期投資費用として必要なもの（什器備品の購入等）
	(2) 活動助成と同様の各経費	会場賃借料、広報通信費、消耗品費、その他本会会長が必要と認めた経費